

新規開設予定の認可保育所における利用定員について

認可保育所の利用定員を定める際には、子ども・子育て支援法第31条第2項の規定により、子ども・子育て会議等の意見を聴くこととされているため、下記の新規開設予定の施設における利用定員について、子ども・子育て会議の意見を聴取する。

なお、利用定員については、子ども・子育て支援事業計画中間の見直しの確保方策を踏まえたものである。

記

No.	施設名(仮称)	定員(人)								法人名
	所在地	区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	開設予定
1	太陽の子 中野桜花 保育園	2号				13	13	13	39	HITOWA キッズライフ 株式会社
		3号	6	10	12				28	
	中野二丁目14番11号	合計	6	10	12	13	13	13	67	2020年4月
2	キッズフォレ平和の森	2号				10	10	10	30	株式会社キッズフォレ
		3号	6	7	7				20	
	新井三丁目35番21号	合計	6	7	7	10	10	10	50	2020年4月